

労働者派遣法に基づく情報提供

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率という）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

下記に当社における情報提供項目を公開いたします。

許可・届出番号：派 14-301326
事業所名：株式会社樋口総合研究所

【対象期間：2023 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日】

①	派遣労働者の数	50 名
②	派遣先の数	35 社
③	マージン率	37.2% ((④-⑤) ÷ ④)
④	派遣料金の平均額	32,459 円 (8 時間相当)
⑤	派遣労働者の賃金平均額	20,382 円 (8 時間相当)
⑥	教育訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・ 入社時研修・ 接遇研修・ 技術教育・ 安全衛生教育・ 情報セキュリティ教育
⑦	その他	マージン率には以下が含まれます。 <ul style="list-style-type: none">・ 社会保険料 (雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険)・ 福利厚生費 (有給休暇、健康診断、企業型確定拠出年金等)・ 教育訓練費・ 会社運営費・ 営業利益
⑧	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	<ul style="list-style-type: none">・ 労使協定を締結しているか否か：締結済み・ 労使協定対象労働者の範囲：原則として当社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者・ 労使協定の有効期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
⑨	キャリア・コンサルティング相談窓口	人事・広報・教育チーム (042-702-9780、hr@higuchi-consulting.com)